

Title	清代のヴェトナム・ビルマ銀
Sub Title	Silver from Vietnam and Burma during the Ch'ing (清) Period
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.3/4 (1961. 4) ,p.119(377)- 138(396)
JaLC DOI	
Abstract	It is well known that a great amount of silver, including the Spanish dollars, had flowed into the Ch'ing (清) Empire from the overseas and had a considerable influence upon the social and economic phases in China. But, apart from that, I would like to prove here that some amount of silver, produced in Vietnam and Burma, had been carried by land into China during the Ch'ing Dynasty. The Chinese abroad had been opening the silver mines in Vietnam and Burma since the beginning of the Ch'ienlung (乾隆) era, and the amount of silver carried into China had been enormous, but the silver mines were soon closed through the interference of the Ch'ing government and the local government. Thus the incoming of the Vietnam and Burma silver into China was short-lived, and, the reason can be traced to the fact that the Ch'ing government in the Ch'ien-lung era had been abundant in the possession of silver. And the shortage of silver of the Ch'ing government during and after the Opium War gave rise to the controversial discussions among some Chinese intelligents concerning the reopening of silver mines in Vietnam and Burma.
Notes	史學科開設五十周年記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610400-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代のヴェトナム・ビルマ銀

和田博徳

—

外國銀の流入は明末より阿片戦争前に至る中國の社會經濟に重大な影響を與へたので、清代に西班牙弗 (Spanish dollar) を首め多額の銀が海舶貿易によつて齎らされたことについては既に周ねく知られてゐる。⁽¹⁾しかし、清代に流入した外國銀は右の西班牙弗その他の如く海を越えて舶載されて來たものばかりではなかつた。實はそれらとは全く別に陸路を通つて、ヴェトナム (安南) 及びビルマ (緬甸) 産の巨額の銀がまた清代の中國へは流入してゐたのである。然るに此の清代に於けるヴェトナム・ビルマ銀の流入といふ興味多い事實については未だなほ殆んど知られてゐないやうである。よつて、こゝに清代のヴェトナム・ビルマ銀について明かにしたいと考へる。

有名な清代の學者、趙翼が著した簷曝雜記^{卷四}の「緬甸・安南出銀」と題する記述⁽²⁾ (以下に簷曝雜記と略稱する) を見ると、

銀本出内地、^(中略)今内地諸山有銀鑛處、俱取盡、故採至滇徼、然滇中惟樂馬廠歲出銀數萬而已。他皆恃外蕃來、^(A) 粵閩二省用銀錢、悉海南諸番載來貿易者。^(B) 滇邊外則有緬屬之大山廠、粵西邊外則有安南之宋星廠。銀鑛皆極

旺、而彼地人不習烹鍊法、故聽中國人往採、彼特設官收稅而已。大山廠多江西・湖廣人、宋星廠多廣東人。(略)
とあり、清代には中國内地の銀は取盡くされ、雲南に僅少の銀産があるのみで、銀の大部分は外國から來たとし、その外國銀には、(A) 福建・廣東に海南諸番が載來する銀錢と、(B) 雲南邊外ビルマ領の大山廠及び廣西邊外ヴェトナム領の宋星廠といふ銀礦へ中國人が往つて採る銀との二種があることを傳へてゐる。此の中、(A) 福建・廣東に海南諸番が載來する銀錢といふのは勿論、海外貿易によつて舶載されて來た西班牙弗などの銀貨を指すものに相違ない。しかし、もう一つの(B) ヴェトナム・ビルマへ中國人が往つて採る銀とは一體いかなるものであらうか。

簷曝雜記の前掲記事の後の方には、

〔大山廠〕採銀者歲常有四萬人、人歲獲利三四十金、則歲有一百餘萬、賚回〔中國〕内地。

とあり、ビルマの大山廠から中國人は歲に百餘萬兩といふ巨額の銀を齎らし歸つたと述べてある。簷曝雜記はまたヴェトナムの宋星廠からも多額の銀が中國へ齎らされたことを傳へてゐるが、その數量を擧げてゐない。しかしヴェトナム阮朝の實録である大南寔錄の正編第二紀卷二明命二十年(一八三九)五月の條に、

我國送星銀礦極旺、而僅徵商稅、聽清人採取、歲得紋銀二百萬兩、暗齎以歸。〔清國〕

と見える。こゝに送星銀礦とあるのは後に述べる如く宋星廠と同じであるが、これによつて宋星廠からも歲に二百萬兩といふ巨額の銀が清代の中國へ齎らされたのを知ることができる。かくの如き事情は西洋人の記録にも傳へられ、一八四七年(道光二十七年)に刊行された R. M. Martin の “China, Political, Commercial and Social” には、
「シナ各地の銀礦は既に廢礦となり、或は封閉されてゐるが、シナの銀の得られる最も豊富な銀礦はビルマ及び安南にあり、常に二萬人のシナ人が採鑛に従事し、毎年二百萬兩の銀をシナへ齎らす⁽³⁾」旨が述べてある。

以上の諸記録に示された歳に百餘萬兩とか二百萬兩とかいふ銀の數額は概數であつて、精確な實數ではないかも知れぬが、それにしても清代にヴェトナムとビルマの銀礦から頗る巨額の銀が中國へ流入したらしいことは充分に推測し得るであらう。實に歳に數百萬兩に達する此の銀額は當時の雲南その他の中國内地の銀の總産額を遙かに凌駕するのは勿論、海外貿易によつて齎らされた西班牙弗その他の銀の年間流入額⁽⁴⁾と比較しても、あまり遜色のない程の巨額なのである。従つて清代に於いて、海外から流入した西班牙弗などの銀とは別に、ヴェトナム・ビルマより齎らされた銀のことも従來の如く無視することは決して許されないであらう。

二

清代に流入したヴェトナム銀及びビルマ銀の中、考察の便宜上、先づヴェトナム銀から述べて行くことにする。ヴェトナムの宋星廠といふ銀礦の位置について、簷曝雜記には「宋星廠、距余^(趙翼)所守鎮安郡六日程、」と見え、趙翼が知府をしてゐた鎮安府(廣西省天保縣)より六日行程の所にあると言ふので、この條件に適合する所を求めて、ヴェトナムの地誌である大南一統志⁽⁵⁾や同慶地輿誌⁽⁶⁾などを調べると、太原省の通化府・白通州にある送星といふ銀礦が見出される。宋と送とは中國音でもヴェトナム音でも共に同音なので、宋星と送星とは同一地名の同音異譯に過ぎぬであらう。而して趙翼が鎮安知府をしてゐたのは乾隆三十一年(一七六六)より三十四年(一七六九)までの間であるが、この頃、簷曝雜記によると、多數の中國人がヴェトナムの宋星廠即ち送星銀礦へ往つて、巨額の銀を中國へ齎らし歸つてゐたこととなる。

そこで、送星銀礦に關するヴェトナム側の史料を検索すると、潘輝注の歷朝憲章類誌^{卷三}國用誌^{十一}(征權之課)にヴェ

トナム黎朝の景興二十八年(一七六七)即ち清の乾隆三十二年に係けて、左の如き記事が見出される。

景興二十八年、命阮廷訓・吳辰任等、往送星廠、隨宜撫勦客人、不果而還。(中略)近來場廠盛開、監當大集外國客人

採之、以廣稅課、於是一廠庸夫、至以萬數。(中略)其中多潮韶(廣東省潮州・韶州)人。(中略)朝廷以化外視之、惟要正稅課而已。

(中略)客人猶被髮着北人服、得銀即帶回本國。既入彼國、係是非復我銀。(中略)

この記事の中の客人とはヴェトナム在留の中國人を指すのであつて、これとほゞ同じ内容の記事は越史通鑑綱目卷四景興二十八年正月の條にも載せてあるが、それには客人は明瞭に清人と書き代へてある。この記事によつて、景興二十八年即ち乾隆三十二年の頃に萬を以て數へる多數の中國人がヴェトナムの送星廠に來て、銀を中國へ携帶歸國してゐたのを知り得るが、これは正に簷曝雜記に趙翼が述べる所と符合してをり、宋星廠と送星廠とが同一の銀礦であることを確證するものであらう。

かくの如く、乾隆三十年代に數萬に上る多數の中國人が送星廠に集まつたことに對しては勿論、ヴェトナム側がそのまま放置できるわけもなく、而も當時、黎朝を擁して北ヴェトナムの實權を掌握してゐた鄭氏は常に華僑抑壓政策を採つたから、右の記事に言ふ景興二十八年の中國人撫勦が行はれることになつたのである。しかし、此時の撫勦は右の記事の中に、「不果而還」と見える如く、たまたま時の鄭氏の支配者鄭楹の死によつて中止されたので、これより八年後の景興三十六年(一七七五)即ち乾隆四十年に、また撫勦が行はれるに至つた。

この乾隆四十年の送星廠に於ける中國人撫勦は後述の如く、中國・ヴェトナム關係に於ける相當に重要な事件であつたにも拘はらず、大南寔錄や越史通鑑綱目その他のヴェトナム側の史料には全く記載されてゐない。これはヴェトナムの現存史料は多く阮朝の手に成つたものなので、阮朝の統一以前のヴェトナム北部に關する記事は甚だ少い故であらう。(10)

と思はれるが、幸ひにも中國側の史料旬刊(第二十一・二十二期)に「安南脫回廠徒案」といふ當時の根本史料が載せてあつて、詳しく此の事件について知ることができる。「安南脫回廠徒案」の中に收められた兩廣總督李侍堯の奏摺⁽¹¹⁾の一節に、

安南一帶山場多產五金。送星銀廠、鑛砂旺盛、夷民不諳採煉、向爲內地民人開挖。^(中)〔乾隆四十年〕五月初一日、該國王差宣光・諒山・高平・太原四鎮目、查封礮口、撤燬塞柵。

とある。ここに見る如く、乾隆四十年五月にヴェトナム國王(實は鄭氏)は軍を派して、送星銀礦を查封し、その諸施設を撤燬したのであつて、更にこの記事の續きや、「安南脫回廠徒案」に收められた別の多くの記事によれば、此の際、送星廠にゐた數萬の廠徒即ち中國人達は解散させられ、その大部分は中國へ脱回したが、千數百名は捕へられて清朝に引渡され、清朝はこれらの中國人を犯罪者として扱ひ、やがて後に伊犁その他の地へ流刑に處したのである。

更に此の事件の結果は清實錄にも見えるが、それによると、事件直後に當る同じ乾隆四十年の六月に清朝は廣西省とヴェトナムとの國境を閉鎖して、中國人が爾後ヴェトナムへ出境することを嚴禁し(清實錄乾隆四十年六月甲辰の條)、續いて同年十一月には中國人とヴェトナム人との國境に於ける貿易をも全く停止させるに至つた(清實錄乾隆四十年十一月乙未の條)。従つて、これより以後は從前の如く中國人が廣西方面からヴェトナムへ出境するのは勿論、ヴェトナムとの國境貿易を行ふことさへ不可能になつたのであつて、そのため遂に中國人がヴェトナムの送星廠へ行つて、巨額の銀を齎らし歸ることも此の乾隆四十年を以て終局を告げたのである。

ところで、かくの如くヴェトナムが送星廠を封閉し、その採掘に従事してゐた數萬の中國人を撫勸したのに對して、清朝は少しも抗議しなかつたばかりでなく、反つてヴェトナム側の華僑抑壓に協力して、中國人達を處罰し、更にヴェ

トナムへの出境を禁じ、ヴェトナムとの貿易も停めて、遂に折角の送星廠からの巨額の銀の流入をも自ら禁絶する結果さへ將來したのは何故であらうか。清實錄や「安南脫回廠徒案」によれば、その理由は送星廠に於ける廣東省出身の中國人達が械鬪を起して、ヴェトナムと事端を滋したからであると説明されてゐる。このやうに國外へ出境した中國人即ち華僑を保護せぬのみか、寧ろ犯罪者として處罰するといふのは有名な中國古來の傳統的政策であつて、此の時も清朝は送星廠に於ける數萬の中國人達の生命財産を保護せず、反つてヴェトナム側の撫勦に乗じて、彼等に彈壓を加へたのである。しかし、此の場合、清朝が中國人達に送星廠へ往つて銀を採るのを禁絶した理由はこれだけでなく、別にもつと根本的な理由があつたことを考へなければならぬであらう。

送星廠の中國人達が彈壓された乾隆四十年といふ頃は、周知の如く清朝の最盛期であつて、廣東貿易を通して西班牙弗を首め多額の銀が海外から流入し、當時の清朝は銀を極めて豊富に所有してをり、財政が最も饒裕であつたのである。従つて、その上更にヴェトナムから銀を是非とも輸入しなければならぬ必要などは全く無かつたであらう。否寧ろ官憲の取締まり難い出境中國人が密かに國境を越えて、巨額の銀をヴェトナムから齎らし歸ることは、治安上は勿論、財政經濟上からも清朝當局者の容易に見逃がし得ぬ不都合な事態であつたに相違ない。これらの事情こそ清朝が乾隆四十年にヴェトナムからの巨額の銀の流入を敢へて禁絶するに至つた根本的な眞の理由であつたのではなからうか。

三

以上の如き事情で中國との關係が絶え、ヴェトナム人の手に歸した乾隆四十年以後の送星廠は從前の隆盛を失つて、忽ち淋れてしまつたやうである。それは前述の中國人撫勦の際に於ける銀礦施設の撤燬のためばかりでなく、最初に掲

げた簷曝雜記に「彼地人不習烹煉法、故聽中國人往採、」とあるやうに、當時のヴェトナム人が採鑛技術に習熟してゐなかつたことなどにも原因があると思はれるが、とにかく乾隆四十年即ち景興三十六年より黎朝の滅亡時に至るまでの間、送星廠に關する記事は、中國及びヴェトナムの何れの史料にも全く見えない。これは恐らく送星銀鑛が景興三十六年以後引續き封閉されたまゝであつたか、若しくは極めて僅かな採銀しか行はれてゐなかつたからであらう。しかし黎朝が亡んで、阮朝がヴェトナムを統一すると、銀流通の促進政策を行つたので、各地銀鑛の開採が企てられ、送星銀鑛の採掘もまた嘉隆二年（一八〇三）に再開されるに至つた。即ち大南會典事例^{卷四}十二戸部雜賦（銀鑛）の條に、「送星鑛在太原省、嘉隆二年再開、同年銀稅一百五十兩、」とあるが、この僅か一百五十兩といふ稅額から推しても、その銀產額は到底かの乾隆四十年以前に中國人が採鑛してゐた頃の旺盛に比較し得べくもなかつたことが窺はれよう。さうして大南會典事例の右の文の直ぐ續きには、「〔嘉隆〕十六年（一八一七）、奏準勘見銀鑛消滅、場廠彫零、量減五十兩、存同年銀稅一百兩、」とあり、送星銀鑛の銀產は次第に消滅し、衰微して行つたことが知られる。

かくして、大南寔錄の正編第二紀^{卷一百九十九}明命二十年（一八三九）二月の條に、明命帝が戸部の奏請に基づいて、北ヴェトナム諸省の金銀鑛の實情調査を行はせたことを記し、その時に調査した金銀鑛の名が全部で三十も擧げてあるが、その中に送星銀鑛の名は見えないのである。これは當時、送星銀鑛の銀產が全く衰微してゐたので、既にかやうな調査の対象外にあつたことを示すものであらう。然るにその直後に當る同じ明命二十年の五月に、突然また送星銀鑛の開採が行はれた。その事情は大南寔錄の正編第二紀^{卷二百二}明命二十年五月の條に左の如く記してある。

遣辦理戸部潘清簡往太原、開採送星銀鑛。初帝覽清國京抄、見清直隸總督琦善言、我國送星銀鑛極旺、而僅徵商稅、聽清人採取、歲得紋銀二百萬兩、暗齎以歸。^{（中略）}乃命清簡帶同侍衛、護衛驛往鑛所、撥省庫錢四五千緡、厚雇

多人、併與礦夫等採辦。(略)^(下)

即ち明命帝は有名な潘清簡⁽¹³⁾を遣はして、送星銀礦の再開を俄かに企てたのであるが、その結果は大南正編列傳二集^{卷二}十六
潘清簡傳に「〔送星〕銀礦銀氣未甚豐旺、採得無幾、」と見えるやうに、やはり明命帝の期待した如き豊富な銀は得られ
ないで失敗に終はつたのである。ところで、ここに注意すべきは此の突然の開採は、明命帝が嘗ての送星銀礦の極めて
豐旺な銀産について述べた直隸總督琦善⁽¹⁴⁾の言を清國の京抄で覽たことが動機になつた點である。琦善は言ふまでもなく
阿片戰爭期の著名な人物で、林則徐に代つて廣東でイギリスとの交渉に當る直前まで直隸總督の任にあつたのである
が、當時、銀産が減少して全く衰微し、ヴェトナムの明命帝にさへ忘れられてゐた送星銀礦の嘗ての旺盛について、彼
がまた論ずるに至つたのは何故であらうか。

既に明かにした如く、清朝が送星銀礦からの銀の流入を乾隆四十年に禁絶したのは當時の清朝は銀を豊富に所有して
をり、また廣東貿易によつて多額の銀が海外から流入してゐた故である。しかし周知のやうに嘉慶・道光以後、阿片の
輸入が次第に増大するにつれて、從來、中國へ流入してゐた西班牙弗などの銀は逆に流出し始め、阿片戰爭直前の頃に
なると、その状態は顯著になり、清朝は漸く銀の不足を如何にして補ふべきかの方策に腐心するやうになつた。前述の
明命帝が送星銀礦の再開を命じた明命二十年五月は清の道光十九年五月に當り、恰も阿片戰爭勃發の直前であつて、當
時、直隸總督であつた琦善は銀の不足を補ふ方法の一つとして、嘗て乾隆四十年以前に巨額の銀を中國へ齎らした所の
送星銀礦のことをまた想起するに至つたものであらうと考へられる。⁽¹⁵⁾

かくの如く中國に於ける銀が漸く不足して來た阿片戰爭の頃に、嘗てヴェトナムより流入した銀のことは再び注意される所となつたのであるが、ビルマの銀のことも同様な事情で同じ頃にまた關心を持たれるに至つた。阿片戰爭の直後に著はされた名高い魏源の聖武記卷十 四 武事餘記（軍備篇二）には當時に於ける銀の不足を解決する方法として、あまねく銀礦を開採すべきことが強く主張してあるが、その一節に、

乾隆中、騰越邊外有桂家銀場、爲緬夷所憚。永昌邊外有茂隆銀場、爲猓夷所憚。及桂家場之宮裏雁、爲邊夷誘殺、茂隆場之吳尙賢、獻場於朝、反爲官所捕治、於是兩場之練勇皆潰散、緬夷遂猖不可制。

とあり、乾隆中に採鑛されたビルマの桂家場及び茂隆場といふ二つの銀礦について述べてある。此の二つの銀礦が前に挙げた簷曝雜記に見えるビルマの大山廠銀礦と如何なる關係にあるかについては後に考へることとして、先づ茂隆銀場について調べて行くことにする。茂隆銀場の位置について聖武記にはたゞ永昌の邊外とあるのみで明かでないが、皇朝文獻通考卷二百九十六 四裔考の葫蘆國の條に、

葫蘆國一名卡瓦界、接永昌府東南徼外。（中）北接耿馬宣撫司、西接木邦、南接生卡瓦、東接孟定土府、距永昌府十

八程。（中）其地茂隆山銀廠。（略下）

とある。この記事や清實錄の乾隆十一年三月壬辰の條その他によつて、茂隆銀場は葫蘆國一名卡瓦の界にあつたことを知るが、カ瓦とは首狩の習俗で名高いワ（Wa）族の中國稱呼であつて、（16）ワ族の酋長を戴く部落を指して、當時の中國人は葫蘆國と言つたのである。（17）従つて、茂隆廠のあつた葫蘆國は右の皇朝文獻通考の記事に示された其の四至と考へ合はせて、今日のワ族の住地であるビルマの Northern Shan States 中の Wa State に比定できらであらう。（18）

此の茂隆銀場は滇繫の著者である師範の緬事述略に、

至乾隆十一年、而吳尙賢出、吳尙賢者石屏州民也、家貧走廠、抵徼外之葫蘆國、(中略)開茂隆廠。

と述べてあるやうに雲南省石屏州の民、吳尙賢が乾隆十一年に開いた銀礦であるが、清實錄の乾隆十一年六月甲午の條に、「今在彼(茂隆廠)打槽開鑛、及走廠貿易者、不下二三萬人、」と見えるので、忽ち多數の中國人が採鑛に赴いたことが知れる。しかし、その採鑛期間は頗る短かく、僅か數年にして終はつた。その終末の事情は緬事述略や、禮親王昭璉の嘯亭雜錄卷五の「緬甸歸誠本末」(19)といふ記事(以下に嘯亭雜錄と略稱する)などに見えるが、聖武記卷六乾隆征緬甸記にも簡略に左の如く記してある。

乾隆十八年、茂隆場商吳尙賢說緬入貢。緬酋麻哈祖遣使以馴象・塗金塔敬關求貢、使至京、錫賚如例。而吳尙賢旋被滇吏借事斃諸獄。於是茂隆銀場衆皆散。

こゝに見える緬酋麻哈祖とは乾隆初期頃にビルマを支配してゐたトンゲー(Toungoo)朝最後の國王マハーダマヤザ・ディーパティ(Mahadamayaza Dipati 在位 1733—52)のことに相違ないが、右の記事によれば乾隆十八年に吳尙賢は此の王に清朝への入貢を説き、北京へ遣使させたと云ふ。しかし、清實錄(乾隆十六年六月丁未・庚申の條)を首め緬事述略や嘯亭雜錄などは何れも此の遣使を乾隆十六年に係けてゐるし、またトンゲー朝は一七五二年即ち乾隆十七年に亡んでしまつたので、聖武記に乾隆十八年とあるのは十六年の誤りでなければならぬ。ところで、嘯亭雜錄や緬事述略を見ると、吳尙賢は此の乾隆十六年の遣使に隨行したが、その歸途に雲南で清朝の官吏に逮へられ、やがて同じ年に獄死したのであつて、その結果、前掲の聖武記の記事にも見える如く、茂隆廠に於ける多數の中國人廠徒は皆解散してしまつたのである。なほその後、茂隆廠は大清會典事例卷二百四十三や永昌府志卷二十一などによると、乾隆四十二年(一七七七)にまた開採されたが、その銀産は嘗て吳尙賢等が採鑛してゐた頃の繁榮には遠く及ばず、「開採年久、硯老山空、

礦砂無出、」と言ふ状態で、遂に嘉慶五年（一八〇〇）に至つて全く封閉された。

かくの如く乾隆十一年に吳尙賢によつて開かれた茂隆廠は早くも同十六年には衰微したが、しかし此の短かい期間に頗る巨額の銀を中國へ齎らしたのであつて、光緒雲南通志^{卷七}（食貨志八之一）に收められた檀萃の「茂隆廠記」⁽²¹⁾といふ記録には、「自吳尙賢死、募（茂）隆遂爲夷人所據、^(中)於是銀貴錢賤、官民坐受其累、」とあり、吳尙賢が死んで茂隆廠が失はれてから、中國では銀貴錢賤になり、官民は其の累を受けたと述べてある。また同じく檀萃の滇海虞衡志^{卷二}金石には、⁽²²⁾

昔滇銀盛時、^(中)外則永昌之募龍、歲出銀不貲、故南中富足、且利及天下。大吏不達時政、禁銀廠以事銅廠、自是銀耗銅充、每銀二十四銖至準銅錢二千五百、遠處且準至三千四千、官民交受其困。

と見える。これは前掲の茂隆廠記の記事を敷衍したものであり、こゝに募龍とあるのは茂隆の同音異譯に相違ないが、これによれば、茂隆廠の豊富な銀産の利は天下に及んだと言ひ、茂隆廠が禁ぜられてより銀が不足して銀價が騰貴し、銀二十四銖即ち一兩が銅錢二千五百文、或は三四千文にも當るやうになつたと述べてゐる。先學の研究によると、清代の銀價は普通銀一兩が錢七八百文位であり、乾隆四十年頃から銀一兩が錢千三四百文になつたとされてゐるから、それに比べて、茂隆廠が禁ぜられて以後の銀價は頗る高く、これでは官民交々困しんだのも當然と言はなければならぬ。恐らく此の様な甚だしい銀價の騰貴は當時の全國的狀態ではなく、雲南方面に起つた局地的な現象を指すものではないかと思はれるが、何れにしても、これによつて、當時の茂隆銀礦が如何に多額の銀を中國へ齎らし、その社會經濟に大きな影響を與へたかは充分に察せられよう。

ところで、清朝官吏が乾隆十六年に吳尙賢を捕へて、かくの如き多額の銀を中國へ齎らした茂隆銀礦の中國人廠徒達

を解散させてしまつたのは何故であらうか。その理由は清實錄の乾隆十一年六月甲午の條に、「議政王大臣等議覆、(中略)臣等以卡瓦遠居徼外、吳尙賢越境開鑛、似屬違例、(中略)查定令止禁內地民人、潛越開鑛、(下略)」と見える記事によつて窺はれる如く、既述のヴェトナム送星銀鑛に於ける中國人廠徒達の解散の場合と同様であつて、直接には越境して開鑛した中國人を處罰するといふ傳統的な華僑對策によるものであるが、更に根本的には乾隆時代の清朝は廣東貿易を通じて銀を最も豊富に所有してゐたので、また別にビルマからも銀を輸入しなければならぬ必要など少しも無かつたからであらうと考へられる。

五

既述の如くビルマのトンギー朝は乾隆十六年(一七五二)に茂隆廠の吳尙賢に説かれて清朝へ朝貢したが、その直後に滅亡して、翌十七年(一七五三)には新らしくアラウンパヤ(Alaungpaya)朝が興つた。(24)トンギー朝は清初に南明の永曆帝を吳三桂に擒送して以後、永く清との關係を絶つてゐたから、此の乾隆十六年の朝貢はビルマの清朝に對する最初の朝貢であつたわけである。恐らく正に衰亡に瀕してゐたトンギー朝は吳尙賢の仲介に乗じて、清朝の力に縋るべく、此の時始めて朝貢したものであらう。しかし新興のアラウンパヤ朝はその勢が頗る盛んで、また清に朝貢しなくなつたばかりでなく、遂に進んで清の雲南領をも侵したので、後に有名な乾隆三十一年より同三十五年に亙る清軍のビルマ遠征を惹起したのである。第四節の初めに掲げた聖武記卷十四 武事餘記(軍儲篇二)の記事に茂隆場の吳尙賢が捕へられてから、「緬夷遂猖不可制、」と見えるのは、以上の如きトンギー朝とアラウンパヤ朝との交代に伴ふビルマの清朝に對する態度の變化を指してゐるものと考へられるが、それでは此の聖武記の記事に茂隆銀場と並記されてゐる桂家銀場に

といふのは如何なる銀礦であらうか。

聖武記の記事には、桂家銀場に宮裏雁といふ者がゐたと述べてあるが、乾隆朝に於ける清軍のビルマ遠征に従軍した王昶の征緬紀略⁽²⁵⁾に「宮裏雁者、宋賽・錫泊頭目」とあるから、宮裏雁は宋賽・錫泊といふ地方に據つてゐたことが知られよう。そして嘯亭雜錄の中に吳尙賢がトンゲー朝の國都アヴァ (Ava) へ赴いた時のことを記して、「乾隆十五年正月」丁巳、「吳尙賢」至錫泊、庚子至宋賽、とあり、錫泊と宋賽とを途中で通過してゐるので、錫泊・宋賽は茂隆廠の屬する雲南國境に近いワ族地方からアヴァに至る途中に當る地であるに相違ない。このやうな地で、錫泊 (Hsi po) ・宋賽 (sung sai) を求めれば、錫泊はシポー (Hsipaw) に、宋賽はスムサイ (Hsum Hsai) にそれぞれ容易に比定できると思ふ。シポーとスムサイは何れも雲南國境方面からラシオを経て國都アヴァへ行く途中にあり、今日のマンダレー・ラシオ鐵道沿線の要地である。さうすれば、宮裏雁の居た桂家銀場の位置はシポーとスムサイの附近でなければならぬことになるが、此の邊りにある銀礦と言へば、直ちに今日のビルマに於ける代表的な銀礦として名高いボードウィン (Bawdwin) 銀礦が思ひ浮かぶことであらう。そこで有名な J. G. Scott の "Gazetteer of Upper Burma and the Shan States" を首め、N. M. Penzer や H. L. Chibber 等のビルマの礦産に關するイギリス人の諸著書⁽²⁶⁾を見ると、ボードウィン銀礦の起源は明らかでないが、恐らく中國人によつて開かれたらしく、嘗て多數の中國人が採鑛に従事してゐた遺址が隨處に見出される旨を皆ひとしく記してゐる。これによつて、中國の記録が傳へる乾隆時代の桂家銀場といふのは今日のボードウィン銀礦に當るのではないかと先づ考へられよう。

ところで嘯亭雜錄には桂家は貴家と記され、「貴家者、^(中)據波龍廠採銀、貴家頭目宮裏雁」と見える。貴家とはもとより桂家の同音異譯であらうが、ここに貴家 (桂家) は波龍廠に據つて銀を採るとあるので、桂家銀礦はまた波龍

廠とも呼んだことがわかる。そして波龍廠については趙翼の皇朝武功紀盛卷三平定緬甸述略に清の將軍、明瑞の率ゐる軍がビルマのアウンパヤ朝を討つため、乾隆三十二年にその地を通過した際のことを記して、

〔明瑞軍〕得出過波龍老廠・新廠。貴家所採銀處、民居遺址徑數里、計當日廠丁不下數萬、已俱爲賊衝散盡、愀然者久之。

とある。ここに見える賊とはアウンパヤ朝のことであるが、これによれば、波龍廠はアウンパヤ朝に滅ぼされ、明瑞の軍が通過した頃には既に遺址のみとなつてゐたのである。ここに至つて思ひ出すのは初めに擧げた簪曝雜記に記すビルマの大山廠といふ銀礦のことであつて、簪曝雜記には、

大山〔廠〕自與緬甸交兵後、廠丁已散、無復往探者。明將軍曾過其地、老廠・新廠兩處民居遺址各長數里、皆舊時江楚人所居、採銀者歲常有四萬人。人歲獲利三四十金、則有歲一百餘萬、賚回內地。

とある。この中の明將軍は即ち明瑞であるが、同じく趙翼の手に成つたこの記事と前掲の皇朝武功紀盛の記事とを比べると、兩者はその内容が殆んど一致してゐるので、波龍廠と大山廠とは同一銀廠の異名に過ぎぬであらうと思はれる。また王昶の征緬紀略に、

波龍山者產銀、時以江西・湖廣及雲南大理・永昌人、出邊商販者甚衆、且屯波龍以開銀鑛爲生、常不下千萬人。

と見え、波龍廠には多數の江西・湖廣等の人々が採鑛に従つてゐたとあるが、この點でも前掲の簪曝雜記に、大山廠には多數の江楚人が採銀してゐたとあるのと類似してをり、愈々波龍廠と大山廠との同一銀鑛であることを確信させる。

かくてまた J. G. Scott の書を繙くと、同書の Palaung 族の項に、ボードウィン銀鑛の屬する地方を中國人は Great Mountain を意味する Tashan といふ語で呼ぶこと及び、その地方の住民は Palaung 族が最も數多いことが記され

てゐる⁽²⁷⁾。右の Tashan とは勿論「大山」の音譯であるに相違ない。さうすれば、簷曝雜記の大山廠とは中國人がボードウィン銀礦を指した呼稱であることは明かであらう。さうして波龍廠の波龍は恐らく Palaung 或はその變形 Polung⁽²⁸⁾の音譯であつて、波龍廠といふのはボードウィン銀礦が Palaung 族の住地に所在するために付けられた名稱であると考へられよう。

以上によつて、中國の記録に桂家廠・波龍廠・大山廠などの名で見える銀礦は皆同じくビルマのボードウィン銀礦に比定されることが明らかになつたが、此の銀礦も既に述べたやうに數萬の中國人が採鑛に従ひ、歳に百餘萬兩に上る多額の銀を中國へ齎らしたのである。しかし、このやうな中國人による盛んな採鑛もやがて前述の如く、アラウンパヤ朝の攻撃を蒙つて終結せしめられた。即ち嘯亭雜錄に、

〔乾隆二十三年二月〕、於是甕藉牙寇劫波龍廠。^(中)〔二十四年三月〕、波龍廠衆多歸於內地。^(中)宮裏雁率兵練男

婦二千餘人、渡凌弄江奔蠻東蠻弄、勢甚窮蹙。

とある。この中の甕藉牙とは周知の如くアラウンパヤの中國呼稱であるが、これによれば、乾隆二十三年（一七五八）二月に波龍廠はアラウンパヤに寇劫せられ、そして翌二十四年三月には波龍廠衆の多くは中國内地に歸り、やがてその頭目、宮裏雁も甚だ窮蹙したのである。かくして前掲の皇朝武功紀盛や簷曝雜記に見える如く、明瑞の軍が波龍廠の地を通過した乾隆三十二年の頃には既に中國人の往きて銀を採る者もなく、たゞその遺址が存するのみであつたのである。

六

上述によつて、清代に多額の銀を中國へ齎らしたヴェトナムの送星、ビルマの茂隆・桂家などの諸銀礦の位置や、そ

の中國人による採鑛の終末の事情などが明かにされたと思ふ。それではこれらの銀鑛は何時頃から中國人によつて開採され始め、中國へ巨額の銀を齎らすやうになつたのであらうか。既述の如く、これらの銀鑛の中國人による採鑛が終つた事情については記録も存して、ほど知り得たのであるが、これに反して、その始源については茂隆廠が乾隆十一年に吳尙賢によつて開採されたといふ前掲の記録があるだけで、他の銀鑛は何もその始源に關して記したものがない。これはこれらの銀鑛が何れも政府や官吏の手によつて正式に開採されたものではなく、下層階級の中國人出境者が外地へ赴いて、私に採掘し始めたものであつたことから生じた當然の結果であらう。従つて、ヴェトナムの送星廠とビルマの桂家廠とが中國人によつて開採され始めた時期については推定するより外にない。

そこで先づヴェトナムの送星廠の開採時期について考へると、卷二輿地誌の太原省通化府の條に、

黎永祐五年、太原留守黎廷性啓言、「白通・感化界諒山・高平・保樂之間、舊無屯隘、化外之徒往來自由。(中略)請

諸要路立屯、令藩臣戍守以嚴邊備。」在白通從之。其後防禁稍寬、北國人往來開場作煤、無有限制。送星廠州所留韶

州客人至二三萬。

とある。こゝに見える北國人・客人とは何れも中國人のことであるが、これによれば黎朝の永祐五年(一七三九)即ち清の乾隆四年に中國との國境に近い太原・諒山・高平・保樂などの方面の邊備を嚴にしたが、その後、防禁が寬み、中國人が往來し始め、やがて送星廠には韶州(廣東)出身の中國人が二三萬も留まるやうになつたと言ふのである。従つて、中國人が送星廠へ赴き、銀を採つて歸るやうになつたのは乾隆四年よりも以後でなければならぬことにならう。(30)

次にビルマの桂家廠即ちボードウィン銀鑛を中國人が開採し始めたのは何時頃であらうか。それについては既述の如くイギリス人の諸著書にもその起源を不明としてゐるが、ボードウィン銀鑛はビルマの内地に位し、雲南に接するワ族

の地方にあつた茂隆廠に比べて、中國から遙かに遠距離にあるから、その中國人による開採は茂隆廠よりも當然遅れたものと推定すべきであらう。

以上の推定に誤りがないとすれば、ヴェトナムやビルマの銀礦へ中國人が往つて、開採するやうになつたのは何れも乾隆の初めより以後であるといふことになる。然らば何故、乾隆の初め頃より多數の中國人がヴェトナムやビルマへ赴いて銀を採るやうになつたのであらうか。それを知るためには清朝の鑛政、特に銀政と銅政について少し考へる必要がある。清初には明末の鑛税の害を戒めとして、また海外貿易によつて銀が流入したので、雍正の頃まで銀礦の開採は殆ど行はず、大體に於いて消極的な銀政を採つてゐた。⁽³¹⁾次に銅政の方は清初以來、日本から輸入する銅に多く依存してゐたので、銅礦の開採もあまり行はれなかつたが、日本からの銅は康熙の末以降、次第に流入額が減少して來たので、清朝は乾隆の初め頃から始めて積極的な開鑛政策を採るやうになり、雲南その他の各地の銅礦を盛んに開採するに至つた。さうしてこの銅礦開採に伴つて、雲南の樂馬廠を首め、中國各地の銀礦も同じく乾隆の初め頃から頻りに開採され始めたのである。⁽³³⁾そこで問題のヴェトナムやビルマの銀礦は、乾隆初め以後の此のやうな銀礦開採の機運に應じて出現した多數の中國人鑛山勞働者の一部が、國境を越えて發展して採掘を始めるに至つたものと考へられるであらう。

以上によつて、ヴェトナム・ビルマの銀礦は乾隆の初め頃より多數の中國人出境者によつて開採され、巨額の銀を中國へ齎らしたが、やがて清朝や現地政權の壓迫によつて衰微してしまつたことが明かにされたと思ふ。而して前に述べた如く、ビルマの茂隆廠は乾隆十六年、桂家廠は同二十三年頃、ヴェトナムの送星廠は同四十年にそれぞれ多數の中國人による採鑛が終はつたのであるから、これらの銀礦を中國人が採掘して、巨額の銀を中國へ齎らし歸つた期間は最も長く見積つても乾隆の初めから同四十年までであつて、何れも甚だ短かい間であつたと言ふことができる。これは勿論、

海外貿易による西班牙弗その他の流入期間の長さとは到底比較にならぬ短期間である。このやうにヴェトナム・ビルマ銀の中國への流入は、その期間が甚だ短かつたので、嘗て乾隆年間に頗る巨額の銀を中國へ供給し、相當な影響を與へたにも拘はらず、後世に於いては既述の如く阿片戦争前後に琦善や魏源或は英人 R. M. Martin 等によつて、多少の注意をされたのみで、その事實さへ殆んど忘れ去られるに至つたのであらう。

註

- (1) 小竹文夫氏「明清時代における外國銀の流入」(近世支那經濟史研究三九―七三頁)。百瀬弘氏「清代に於ける西班牙弗の流通」上、中、下(社會經濟史學十六、四、五、六)。
- (2) この「緬甸・安南出銀」と題する記述は趙翼の「粵瀕雜記」(小方壺齋輿地叢鈔第七帙)にも載せてある。
- (3) R. Montgomery Martin: China, Political, Commercial and Social in an Official Report to Her Majesty's Government, London, 1847, Vol. 1. p. 176.
- (4) H. B. Morse: The Chronicles of the East India Company trading to China, Oxford, 1926, Vol. II. 小竹氏前掲論文六一―七〇頁。百瀬氏前掲論文(上)三一―三三頁。
- (5) 大南一統志(卷三十五)太原省・土産・銀の條(東洋文庫藏寫本)。
- (6) 同慶地輿誌、太原省白通州の條。同慶御覽地輿誌圖(東洋文庫復刻)五十五葉。
- (7) A. Hummel, ed.: Eminent Chinese of the Ch'ing Period, Washington, 1943, p. 75.
- (8) 藤原利一郎氏「廣南王阮氏と華僑」(東洋史研究一〇、五、五四頁)。
- (9) 越史通鑑綱目卷四十三、景興二十八年の條。
- (10) 山本達郎氏「ハノイの華僑に關する史料」(南方史研究一、一〇〇頁)。
- (11) 史料旬刊第二十二期・李侍堯摺二。
- (12) 藤原利一郎氏「阮朝治下における金銀價の問題」(史窓一七・八、三五―五〇頁)。同氏「安南近世における亞鉛錢の鑄造と流通」(史窓二四、二五―二六頁)。
- (13) Pierre Daudin et Lê-Van-Phuc: Phan-Thanh-Gian (潘清簡) et sa famille, Saigon, 1941.
- (14) この琦善の言は阿片對策を論じた琦善の「遵旨覆奏禁煙

摺」(中國近代史資料叢刊「鴉片戰爭」第三冊、三三七頁)の中にも同じ内容の文が見える。

- (15) 大南一統志(卷三十五・太原省・土産・銀)や、同慶地輿誌(太原省・白通州)などには、「送星銀礦は今封閉す」と見えるので、此の兩書が編纂された頃には送星銀礦は全く封閉されてゐたのである。

なほ阮朝の統一後、ヴェトナムの諸銀礦から華僑がまた銀を中國へ齎らしたことが大南寔録の明命十九年五月、明命二十年四月の條などに見えるが(藤原利一郎氏「阮朝治下における金銀價の問題」史窓一七・八、四六一―四七頁)、これについては送星銀礦の問題とは別に稿を改めて考察したいと思ふ。

- (16) J. G. Scott: Gazetteer of Upper Burma and the Shan States, Rangoon, 1900, Part I, Vol. I, p. 493. 帝國學士院編「東亞民族名彙」六三頁。
- (17) 李景森氏「葫蘆王地概況」(雲南邊地問題研究 下卷二三九頁)。
- (18) 小方壺齋輿地叢鈔第十帙に所收。
- (19) 「緬甸歸誠本末」は嘯亭雜錄の十三卷本では卷五、十卷本では卷四にそれぞれ載せてある。神田信夫氏「嘯亭雜錄と其の著者」(オリエンタリカ)参照。

清代のヴェトナム・ビルマ銀

- (20) G. E. Harvey: History of Burma, London, 1925, p. 215—216. 麻哈祖とは Mahada の音譯である。

(21) 皇朝經世文編(卷五十二錢幣上)及び滇繫(藝文四)にも所收。

(22) 滇繫(四之一賦産)にも同じ記事が轉載してある。

(23) 佐々木正哉氏「阿片戰爭以前の通貨問題」(東方學八)。小竹文夫氏「清代における銀錢比價の變動」(近世支那經濟史研究所收)。

(24) 清史稿(緬甸傳)。嘯亭雜錄(緬甸歸誠本末)。

(25) 春融堂雜記及び小方壺齋輿地叢鈔第十帙に所收。

(26) Scott: Ibid., Part I, Vol. II, p. 302—304. N. M. Penzer: The Mineral Resources of Burma, London, 1922, p. 50—51. H. L. Chibber: The Mineral Resources of Burma, London, 1934, (南洋協會譯「ビルマ鑛産資源」一五九—一六四頁)。

(27) Scott: Ibid., Part I, Vol. I, p. 483—484.

(28) 帝國學士院編「東亞民族名彙」五九—六一頁、パラウン族の項。

(29) 太田常藏氏「アラウンパー」(アジア歴史事典一九一頁)。

(30) 越史通鑑綱目の裕宗、永盛十三年(一七一七・康熙五十

六年)の條に、

十二月、定諸鎮場礦限制。各鎮金銀銅錫諸礦、多募清人掘採、羣聚日衆、恐生他變、乃定例。每礦多者三百人、次者二百、少者一百、毋得過數。於是場礦始有限制。

と見える。これによると、清の康熙末年頃に中國人はヴェトナムの銀礦へ既に赴いてゐたやうであるが、その數は少ないので、それが本格的になり、萬を以て數へる多數の中國人が送星廠に往くやうになつたのは矢張り乾隆初年以後と解すべきであらう。

(31) 百瀬氏前掲論文 (社會經濟史學六ノ四、三一四頁)。清史稿食貨志五・鑛政。

(32) 佐伯富氏「康熙雍正時代における日清貿易」(東洋史研究一六ノ四)。山脇悌二郎氏「日清銅貿易の諸問題」(近世日中貿易史の研究 所收)。

(33) 嚴中平氏「清代雲南銅政考」一一二四頁。

〔附記〕 本稿は文部省科學研究費による綜合研究の一部である。

執筆者紹介

- 松本芳夫 本會會長、本塾文學部教授
- 淺子勝二郎 本塾文學部教授
- 鈴木泰平 同 右
- 神山四郎 本塾文學部助教授
- 和田博徳 本塾商學部助教授兼文學部講師
- 尾崎康 本塾文學部大學院學生
- 小川英雄 同 右
- 竹田龍兒 本塾文學部教授

訂正

第三十三卷第一號の一二二頁に誤りがありましたので左の如く訂正いたします。

大學院修士課程卒業論文題目のうち、「ドイツ國防軍とナチス」竹内直道、「十九世紀初期の英國における工場立法の基礎に關して」田中吉、「マルコポーロの東方見聞錄にあらわれたニコダールについて」手塚信利の三論文は、前頁から引續きの大學々部卒業論文(西洋史專攻)の末尾に入るべきものでした。關係者に御迷惑をかけたことをお詫びいたします。